



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 9 日 (金)
号外第 15 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則（3）（医療政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

助産師に求められる実践能力が身に付けられるよう、倉吉総合看護専門学校の助産学科の臨地実習の単位数を見直す等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次のとおり倉吉総合看護専門学校の助産学科の臨地実習の授業科目及び単位数を改める。

改正後		改正前	
科目名	単位数	科目名	単位数
分娩期実習	5	分娩期	4
産褥期・新生児期実習	3	産褥期・新生児期	2
		集団指導教育	1
		助産管理	1

(2) 鳥取看護専門学校及び倉吉総合看護専門学校の位置を規定する等所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成24年4月1日とする。

規 則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・<u>第1条の2</u>)</p> <p>第2章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校は、看護師として必要な知識及び技能を修得させ、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。</p> <p><u>(位置)</u></p> <p>第1条の2 <u>学校(鳥取県立鳥取看護専門学校をいう。第8条第1項第2号から第11号までを除き、以下同じ。)の位置は、鳥取市江津260番地とする。</u></p> <p>第2章 課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間</p> <p>第2条 学校の課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課程</th> <th rowspan="2">学科</th> <th colspan="2">定員</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">在学することができる期間</th> </tr> <tr> <th>総定員</th> <th>1学年の入学定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門課程</td> <td>看護学科(3年課程)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課程	学科	定員		修業年限	在学することができる期間	総定員	1学年の入学定員	専門課程	看護学科(3年課程)	略				<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校(以下「学校」という。)は、看護師として必要な知識及び技能を修得させ、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。</p> <p>第2章 課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間</p> <p>第2条 学校の課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課程</th> <th rowspan="2">学科</th> <th colspan="2">定員</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">在学することができる期間</th> </tr> <tr> <th>総定員</th> <th>1学年の入学定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門課程</td> <td>看護学科</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課程	学科	定員		修業年限	在学することができる期間	総定員	1学年の入学定員	専門課程	看護学科	略			
課程			学科	定員			修業年限	在学することができる期間																					
	総定員	1学年の入学定員																											
専門課程	看護学科(3年課程)	略																											
課程	学科	定員		修業年限	在学することができる期間																								
		総定員	1学年の入学定員																										
専門課程	看護学科	略																											

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 校長は、学校に入学する前に次に掲げる大学等において修得した単位について、学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、学科の全単位数の2分の1を超えない範囲で、これを学校において修得したものとして認定することができる。

(1) 略

(2) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第2号の規定により指定されている学校又は同条第3号の規定により指定されている看護師養成所

(3)~(11) 略

2 略

様式第1号(第9条関係)

年	月	日	職	氏	名	印
			と	と	と	
			を	を	を	
			取	取	取	
			認	取	取	
			修	看	看	
			県	と	と	
			了	を	を	
			立	専	専	
			る	証	証	
			し	門	門	
			鳥	学	学	
				、	、	
				校	校	
				専	専	
				門	門	
				門	門	
				課	課	
				程	程	
				看	看	
				護	護	
				専	専	
				学	学	
				門	門	
				科	科	
				課	課	
				年	年	
				程	程	
				3	3	
				年	年	
				と	と	
				課	課	
				を	を	
				を	を	
				認	認	
				修	修	
				め	め	
				了	了	
				る	る	
				し	し	

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 校長は、学校に入学する前に次に掲げる大学等において修得した単位について、学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、学科の全単位数の2分の1を超えない範囲で、これを学校において修得したものとして認定することができる。

(1) 略

(2) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号の規定により指定されている学校又は同条第2号の規定により指定されている看護師養成所

(3)~(11) 略

2 略

様式第1号(第9条関係)

年	月	日	職	氏	名	印
			と	と	と	
			取	と	と	
			を	を	を	
			県	を	を	
			証	証	証	
			立	し	し	
			し	鳥	鳥	
			鳥			
				、	、	
				取	取	
				専	専	
				看	看	
				門	門	
				護	護	
				士	士	
				専	専	
				証	証	
				門	門	
				学	学	
				、	、	
				校	校	
				専	専	
				門	門	
				門	門	
				課	課	
				程	程	
				看	看	
				護	護	
				専	専	
				学	学	
				門	門	
				科	科	
				課	課	
				年	年	
				の	の	
				こ	こ	
				課	課	
				と	と	
				を	を	
				を	を	
				認	認	
				修	修	
				め	め	
				了	了	
				る	る	
				し	し	

様式第7号の2 (第18条の5関係) 略	様式第7号の2 (第18条の3関係) 略
----------------------	----------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・<u>第1条の2</u>)</p> <p>第2章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校は、看護師及び助産師として必要な知識及び技能を修得させ、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。</p> <p><u>(位置)</u></p> <p><u>第1条の2 学校(鳥取県立倉吉総合看護専門学校をいう。第8条第1項第2号から第11号までを除き、以下同じ。)の位置は、倉吉市南昭和町15番地とする。</u></p> <p>第2章 課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間</p> <p>第2条 学校の課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課程</th> <th rowspan="2">学科</th> <th colspan="2">定員</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">在学することができる期間</th> </tr> <tr> <th>総定員</th> <th>1学年の入学定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専門課程</td> <td>看護学科</td> <td colspan="4" rowspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>看護学科</td> </tr> <tr> <td>助産学科</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第8条 校長は、学校の看護学科に入学する前に次に</p>	課程	学科	定員		修業年限	在学することができる期間	総定員	1学年の入学定員	専門課程	看護学科	略				看護学科	助産学科	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校(以下「学校」という。)は、看護師及び助産師として必要な知識及び技能を修得させ、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。</p> <p>第2章 課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間</p> <p>第2条 学校の課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課程</th> <th rowspan="2">学科</th> <th colspan="2">定員</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">在学することができる期間</th> </tr> <tr> <th>総定員</th> <th>1学年の入学定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専門課程</td> <td>看護学科</td> <td colspan="4" rowspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>看護学科</td> </tr> <tr> <td>助産学科</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第8条 校長は、学校の看護学科に入学する前に次に</p>	課程	学科	定員		修業年限	在学することができる期間	総定員	1学年の入学定員	専門課程	看護学科	略				看護学科	助産学科
課程			学科	定員			修業年限	在学することができる期間																									
	総定員	1学年の入学定員																															
専門課程	看護学科	略																															
	看護学科																																
	助産学科																																
課程	学科	定員		修業年限	在学することができる期間																												
		総定員	1学年の入学定員																														
専門課程	看護学科	略																															
	看護学科																																
	助産学科																																

掲げる大学等において修得した単位について、学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、学科の全単位数の2分の1を超えない範囲で、これを学校において修得したものとして認定することができる。

- (1) 略
- (2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2号の規定により指定されている学校又は同条第3号の規定により指定されている看護師養成所
- (3)～(11) 略

2 略

別表第1（第6条関係）

- (1)及び(2) 略
- (3) 助産学科
教育内容、授業科目及び単位数

教育内容	科目名	単位数
略		
臨地実習	妊娠実習	略
	分娩実習	5
	産褥 ^{じよく} 期・新生児実習	3
	地域母子保健実習	1
合計		36 (1,095)

備考 略

別表第2（第11条、第13条の2関係）

略	
助産	1 略
学科	2 保健師助産師看護師法 <u>第21条第1号</u> に規定する大学、 <u>同条第2号</u> に規定する学校又は <u>同条第3号</u> に規定する看護師養成所の長の成績証明書
	3及び4 略

様式第1号（第9条関係）

	と課	第
	称程鳥	
年	す取	号
	るの県	
月	こ課立	

掲げる大学等において修得した単位について、学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、学科の全単位の2分の1を超えない範囲で、これを学校において修得したものとして認定することができる。

- (1) 略
- (2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定により指定されている学校又は同条第2号の規定により指定されている看護師養成所
- (3)～(11) 略

2 略

別表第1（第6条関係）

- (1)及び(2) 略
- (3) 助産学科
教育内容、授業科目及び単位数

教育内容	科目名	単位数
略		
臨地実習	妊娠期	略
	分娩期	4
	産褥 ^{じよく} 期・新生児期	2
	集団指導教育	1
	地域母子保健	1
	助産管理	1
合計		36 (1,095)

備考 略

別表第2（第11条、第13条の2関係）

略	
助産	1 略
学科	2 最終の学校の長の調査書又は保健師助産師看護師法 <u>第21条第2号</u> に規定する看護師養成所の長の成績証明書
	3及び4 略

様式第1号（第9条関係）

	をを	第
	認修鳥	
年	め了取	号
	るし県	
月	た立	

<p>と程倉 をを吉 認修総 め了合 るし看 た護 こ専 と門 を学 証校 し専 、門 専課 門程 士 （看 護 専学 門科 課） 程） 年</p> <p>日</p> <p>卒 業 証 書</p> <p>職 氏 名 印</p>	<p>こ倉 と吉 を総 証合 し看 、護 専専 門門 士学 （校 看専 護門 専課 門程 課 程） と 称学 す科 るの こ課 と程</p> <p>日</p> <p>卒 業 証 書</p> <p>職 氏 名 印</p>
<p>備考 略</p> <p>様式第7号の2（<u>第18条の5</u>関係） 略</p>	<p>備考 略</p> <p>様式第7号の2（<u>第18条の3</u>関係） 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則のうち、第1条及び第2条（鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則別表第1の改正規定を除く。）の規定は公布の日から、第2条中鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則別表第1の改正規定は平成24年4月1日から施行する。